

基 発 0 9 2 0 第 7 号

令和元年9月20日

一般社団法人 情報サービス産業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改定については、令和元年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、令和元年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定最賃額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861 (835)	26	2019年 10月3日
青 森	790 (762)	28	2019年 10月4日
岩 手	790 (762)	28	2019年 10月4日
宮 城	824 (798)	26	2019年 10月1日
秋 田	790 (762)	28	2019年 10月3日
山 形	790 (763)	27	2019年 10月1日
福 島	798 (772)	26	2019年 10月1日
茨 城	849 (822)	27	2019年 10月1日
栃 木	853 (826)	27	2019年 10月1日
群 馬	835 (809)	26	2019年 10月6日
埼 玉	926 (898)	28	2019年 10月1日
千 葉	923 (895)	28	2019年 10月1日
東 京	1,013 (985)	28	2019年 10月1日
神奈川	1,011 (983)	28	2019年 10月1日
新 潟	830 (803)	27	2019年 10月6日
富 山	848 (821)	27	2019年 10月1日
石 川	832 (806)	26	2019年 10月2日
福 井	829 (803)	26	2019年 10月4日
山 梨	837 (810)	27	2019年 10月1日
長 野	848 (821)	27	2019年 10月4日
岐 阜	851 (825)	26	2019年 10月1日
静 岡	885 (858)	27	2019年 10月4日
愛 知	926 (898)	28	2019年 10月1日
三 重	873 (846)	27	2019年 10月1日
滋 賀	866 (839)	27	2019年 10月3日
京 都	909 (882)	27	2019年 10月1日
大 阪	964 (936)	28	2019年 10月1日
兵 庫	899 (871)	28	2019年 10月1日
奈 良	837 (811)	26	2019年 10月5日
和歌山	830 (803)	27	2019年 10月1日
鳥 取	790 (762)	28	2019年 10月5日
島 根	790 (764)	26	2019年 10月1日
岡 山	833 (807)	26	2019年 10月2日
広 島	871 (844)	27	2019年 10月1日
山 口	829 (802)	27	2019年 10月5日
徳 島	793 (766)	27	2019年 10月1日
香 川	818 (792)	26	2019年 10月1日
愛 媛	790 (764)	26	2019年 10月1日
高 知	790 (762)	28	2019年 10月5日
福 岡	841 (814)	27	2019年 10月1日
佐 賀	790 (762)	28	2019年 10月4日
長 崎	790 (762)	28	2019年 10月3日
熊 本	790 (762)	28	2019年 10月1日
大 分	790 (762)	28	2019年 10月1日
宮 崎	790 (762)	28	2019年 10月4日
鹿児島	790 (761)	29	2019年 10月3日
沖 縄	790 (762)	28	2019年 10月3日

(原稿例)

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限 50 万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や働き方改革推進支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省 HP の検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

令和元年度地域別最低賃金改定状況								
都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	861	R1.10.3	石 川	832	R1.10.2	岡 山	833	R1.10.2
青 森	790	R1.10.4	福 井	829	R1.10.4	広 島	871	R1.10.1
岩 手	790	R1.10.4	山 梨	837	R1.10.1	山 口	829	R1.10.5
宮 城	824	R1.10.1	長 野	848	R1.10.4	徳 島	793	R1.10.1
秋 田	790	R1.10.3	岐 阜	851	R1.10.1	香 川	818	R1.10.1
山 形	790	R1.10.1	静 岡	885	R1.10.4	愛 媛	790	R1.10.1
福 島	798	R1.10.1	愛 知	926	R1.10.1	高 知	790	R1.10.5
茨 城	849	R1.10.1	三 重	873	R1.10.1	福 岡	841	R1.10.1
栃 木	853	R1.10.1	滋 賀	866	R1.10.3	佐 賀	790	R1.10.4
群 馬	835	R1.10.6	京 都	909	R1.10.1	長 崎	790	R1.10.3
埼 玉	926	R1.10.1	大 阪	964	R1.10.1	熊 本	790	R1.10.1
千 葉	923	R1.10.1	兵 庫	899	R1.10.1	大 分	790	R1.10.1
東 京	1,013	R1.10.1	奈 良	837	R1.10.5	宮 崎	790	R1.10.4
神奈川	1,011	R1.10.1	和歌山	830	R1.10.1	鹿児島	790	R1.10.3
新 潟	830	R1.10.6	鳥 取	790	R1.10.5	沖 縄	790	R1.10.3
富 山	848	R1.10.1	島 根	790	R1.10.1			

令和元年 9 月 20 日

ご担当者 様

厚生労働省労働基準局賃金課

業務改善助成金リーフレットの送付について

平素より労働基準行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

「令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」において、改定最賃額及び発効日の周知について御協力のお願いを申し上げたところですが、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」の支給を行っておりますので、傘下の会員等に対してあわせて周知いただきたくご案内させていただきました。

業務改善助成金については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html) でご案内しておりますとともに、リーフレットを同封させていただきます。ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

- ・ 業務改善助成金リーフレット

… 1 部

【担当者】

厚生労働省労働基準局

賃金課 賃金・退職金制度係

代表：03-5253-1111（内線：5533）

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善

事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

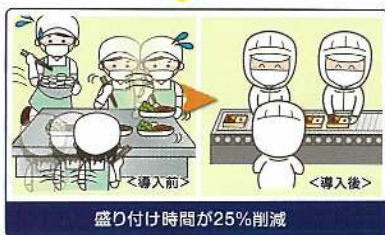
<企業概要>

【所在地】新潟県 【従業員数】140人
【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応> 弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>

以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

盛り付け時間が25%削減

<実施内容> ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果> 弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>

【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食品小売業

<課題と対応> 繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長

<独自の工夫>

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃業ロスや保管設備費の削減につなげている。

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

<実施内容> 商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果> レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

<企業概要>

【所在地】栃木県 【従業員数】115人
【事業の種類】麺類の製造及び販売業

<課題と対応> 麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>

各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイトパートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役フィードバックして改善を行っている。

一度に大量の仕込みが可能となり、清掃人員は5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

<実施内容> 大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・効率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

<成果> 仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことで、仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

<企業概要>

【所在地】広島県 【従業員数】61人
【事業の種類】ホテル業

<課題と対応> 食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



社長

<実施内容> 新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

<成果> 食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことで、食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)